## 開会 午前10時00分

## ◎開会及び開議の宣告

○議長(目時重雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第6回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(目時重雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聴君を指名いたします。

#### ◎会期の決定について

○議長(目時重雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長(小笠原憲昭君) おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を9月2日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告2件、条例の一部を改正する条例制定議案5件、字の区域の変更、町道の認定、請負契約の締結が各1件、補正予算議案5件となっております。また、定例会中の追加予定案件が11件であります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、9月9日水曜日を初日本会議、 第2日、9月10日木曜日は一般質問、終了後、議会運営委員会と各常任委員会、第3日、9 月11日金曜日は決算特別委員会、第4日と第5日は土曜日、日曜日のため休会、第6日、9 月14日月曜日は決算特別委員会、第7日と第8日の9月15日火曜日と16日水曜日は事務整 理などで休会、第9日、9月17日木曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを 提案いたします。

大変失礼しました。

定例会中の追加予定案件が、先ほど11件と申し上げましたが、9件の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長(目時重雄君) お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

# ◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長(目時重雄君) 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

〇町長(細越 満君) おはようございます。

本日は、第6回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい 中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたしますのは、決算の認定1件と報告2件、議案として条例の一部改正5件、字の区域の変更1件、町道の認定1件、工事契約の締結1件と補正予算5件の計16件であります。なお、会期中に人事案件を提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告いたしま

す。

はじめに、令和2年度普通交付税交付額の決定について、ご報告申し上げます。

総務省は、7月31日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、令和2年度普通交付税大綱について閣議報告をいたしました。

全国の市町村分のうち財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で 0.9%の増、臨時財政対策債発行可能額で3.6%の減で、合わせた実質的な交付税は0.2%の 増となっています。

秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で0.2%の減、 臨時財政対策債発行可能額で2.7%の減で、合わせた実質的な交付税は0.4%の減となって います。

小坂町においては、普通交付税交付決定額は17億6,624万6,000円で、前年度当初算定額 17億765万8,000円と比較し、5,858万8,000円、3.4%の増となっています。また、臨時財政 対策債発行可能額は8,820万7,000円で、対前年度比316万8,000円、3.5%の減となりました。この2つを合わせた実質的な交付税では、対前年度比5,542万円、3.1%の増となっています。

当町の場合、基準財政需要額では、国の地方財政計画に基づく地域社会再生事業費の創設や、個別算定経費及び会計年度任用職員制度導入による包括算定経費の増などにより、総額で対前年度比1億2,076万円の増となりました。

基準財政収入額においては、平成28年度に過大算定された市町村民税法人税割について、 精算期間が終了したことから、前年度ゼロとして算定されていたものが4,526万9,000円と して算入されたほか、消費税引上げによる地方消費税交付額の増加及び法人事業税交付金の 創設などにより、総額で対前年度比6,297万2,000円の増となっています。

以上が当町における交付税決定額の増となった要因であります。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

令和2年度予算において、普通交付税額は15億5,000万円、臨時財政対策債は9,000万円を計上していたことから、これらをあわせた留保財源は2億1,445万3,000円となっております。

以上、令和2年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告いたします。

次に、住民票・戸籍証明書・税証明書のコンビニ交付事業の開始予定についてご報告申し

上げます。

秋田県町村会では地方行政事務電算処理の共同化を推進しており、当町でも単独システム 運用から多くの事務処理を共同化システムに移行してまいりましたが、今年度は当町を含む 3町村で各種証明書のコンビニ交付事業への参加を予定し、これまで関係機関の指導を仰ぎ ながら準備を進めてまいりました。

当初、10月からの運用開始を目途に作業を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により関係機材の調達等に遅れが生じたことから、10月からの運用開始が困難となり、1か月遅れとなりますが、11月から運用できるようになることが確認できました。

当町の運用開始予定日は11月2日の午前8時30分からとなりますが、通常、住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書は、土日祝祭日を含み、午前6時30分から午後11時まで、戸籍証明書は、平日の午前9時から午後5時15分まで利用できるようになります。

各種証明書のコンビニ交付の利用は、マイナンバーカードを持っている方がコンビニに配置されている多機能端末機を自分で操作して交付を受ける形態となるものです。

参考までに、当町のマイナンバーカード取得率は現在17.8%となっております。マイナンバーカードは、行政手続き等の電子申請や本人確認のための身分証明のほか、今後様々なサービスに利用できるよう計画されておりますので、カードの取得につきましてもさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、老人憩の家あかしや荘の状況についてご報告申し上げます。

6月17日に実施した浴槽水の検査において、レジオネラ属菌が基準値を超えて検出された ことから、6月26日から臨時休業しております。

その後、菌が増殖している可能性がある温泉管の接続部分や原湯バルブなどの交換及び浴室内の専門業者による消毒作業を再度実施し、7月2日に再検査しましたが、再び基準値を超えて検出されたことから、対応策等について関係者と協議を行ってまいりました。

通常、原湯に菌が繁殖していることは考えにくいとされていることもあり、8月5日に再 度、原湯を採水し検査しました。

今回の採水箇所は、ポンプ室内の温泉汲み上げポンプを停止させ、自噴した原湯を直接採水したほか、機械室内を消毒し、原湯バルブから改めて採水しました。

8月17日、秋田県分析化学センターから検査結果の速報が届き、自噴した原湯からは検出されませんでしたが、残念ながら、機械室内で採水した原湯から検出されました。

これにより、温泉ポンプ室から建物機械室までの温泉給湯配管内にレジオネラ属菌が繁殖

していることが確認できましたが、地中埋設のため、管内の洗浄や消毒が不可能な状況であります。

また、今回採水のため温泉汲み上げポンプを停止させた際、水位が地上から約4m下がりました。1時間程度で原湯が地上の源泉バルブ管に自噴してくるだろうと予想していましたが、実際には3時間以上の時間を要し、地下の源泉量自体が少なくなっているのではないかと推察をしております。

参考までに、推計値でありますが、地上での自噴量を簡易的に測定したところ、原湯温度は26.1度と低く、自噴量は1分当たり7.50と非常に少ない状況でありました。

専門的な調査を実施しなければ原因究明はできませんが、原因究明できても、現状のまま での再開は大変難しいと考えております。

こうしたことから、入浴の再開はめどが立たないため、無期休業とし、源泉の温泉井戸を 閉栓することにいたしました。

今後再開するためには、新たに温泉を掘削する方法と、温泉を止め、大規模な設備替えを 行い、全て沸かし湯で対応する方法の2つの方法しかないと考えておりますが、いずれの方 法も経費が数千万円になるものと予想され、工事期間も長期にわたると見込まれます。

これを踏まえ、今後の老人憩の家あかしや荘について、継続するか、あるいは廃止するか も含め、できるだけ早い時期に判断したいと考えております。

また、町唯一の入浴施設の休業により、自宅にお風呂のない方でご利用されていた方々には、大変不便を強いられていると思います。

このため、現在、小坂町福祉保健総合センター「ゆーとりあ」で実施している湯楽事業の利用者のほか、あけぼの、つつじ平のお風呂のない方などを対象として、小坂町コミュニティーセンター「ほっとりあ」の浴槽を改修し、浴室の開放事業を新規事業として11月から開始したいと考えております。

なお、あかしや荘の状況及び休業に伴う新規事業の詳細につきましては、本日開催の議会 全員協議会において、福祉課より説明する予定であり、また関連経費については、本議会に 提出した補正予算へ計上しておりますので、ご理解ご協賛くださいますようよろしくお願い を申し上げます。

続いて、令和2年度の普通共用林野運営状況についてご報告申し上げます。

入林料徴収関門につきましては、今年も樹海ライン沿いの5か所に設置いたしました。 徴収期間につきましては、5月23日から6月21日までの30日間でありました。 期間中の入林者数は、延べ人数で町外者3,845人、町内者811人、計4,656人という結果となりました。これを昨年の実績と比べますと、町外者は843人の増、町内者は42人の増、計885人の増となりました。

なお、入林許可証は305人の町民に交付しております。

収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けており、 収入が約446万円に対し、支出は363万円、およそ83万円ほどの黒字となる見込みでありま す。

次に、康楽館創建110年特別公演についてご報告申し上げます。

今年は康楽館が創建されてから110年にあたることから、小坂町の歴史にちなんだ特別公 演を予定しておりました。

しかしながら、今年に入り新型コロナウイルス感染症拡大により康楽館常打ち芝居が開催 できず、現在は、館内見学のみの営業で対応しております。

ここに来て、県をまたぐ人の移動制限についても、ようやく解除となりましたことから、 常打ち芝居の再開を検討したところ、最終公演分の常打ち芝居の実施を決定いたしました。

今回の常打ち芝居は、康楽館創建110年記念公演として、小坂鉱山発展の礎を築いた久原 房ノ助を取り上げ、黒鉱製錬の成功により小坂鉱山を一大銅鉱山へと、発展に導くまでの物 語となる予定であります。

また、康楽館創建110年の記念であるため、町民の観劇につきましては無料とする予定で、加えて小坂小、中、高の児童・生徒についても無料招待とする予定であります。それらの関連経費につきましては、今回の補正予算での提案となっておりますので、よろしくご検討をお願いいたします。

上演にあたりましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止、新たな生活様式に則した 対応を徹底いたします。

具体的には、場内換気の励行、施設内の清掃・消毒の徹底、従業員の体調チェック等を行うとともに、来場者の手指消毒、マスクの着用等の予防策をお願いすることにしています。 あわせて、来場者間の距離を確保するため、入場者数を1公演当たり120人に制限し、原則予約制とし、同意を得た上で来場者名簿の作成をいたします。

公演を行う役者やスタッフにつきましても、首都圏からの来町となるため、事前にPCR 検査を行い、感染の有無を確認した上で来町することとなっております。

まだ終息が見通せない中での公演であることから、途中での中止あるいは内容等の変更の

可能性はありますが、新型コロナウイルス感染防止を徹底し、観光事業並びに康楽館そして 明治百年通りの賑わい復活に期待を寄せるものであります。

次に、本日配付の資料について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にいまだ新規感染者の発生が収束していると判断できる状況とはなっておりません。そんな中、先月8日には秋田県内初のクラスターが確認され、感染リスクの高い3密の環境を、徹底して避けることが求められております。

当町においても、県からの注意喚起を踏まえ、感染拡大が進む地域との往来について、やむを得ない場合を除いて控えていただくよう、町民に対して強くお願いいたします。

第2波ともいわれている現状は当分続くものと考えておりますので、国や県の方針を見極めながら、感染拡大を防ぐ対策につきましては万全を期してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者等及び町民に対する支援 策につきましては、3月以降、随時補正予算で対応してきております。

9月定例議会におきましても、地域経済や住民生活を支援するための経費に係る補正予算を計上しておりますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今まで補正予算として計上しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等の9月7日現在の状況について報告いたします。

まずは、家計への支援であります。

特別定額給付金につきましては、8月19日で申請受付が終了した結果、対象世帯数2,362 のうち2,355世帯、99.7%が申請し、このうち3世帯が辞退したことから、2,352世帯に対 し4億9,320万円を支給しています。

なお、未申請は2世帯2人、死亡により受給権が無くなった方は5世帯5人となっております。

子育て世帯臨時特別給付金につきましては、248世帯に対し、405人分405万円を支給しています。町独自の子育て世帯応援給付金も同様の支給となっています。

高校生等を対象とした高校生等扶養世帯支援臨時給付金につきましては、79世帯から申請があり、158万円を支給しています。

大学生等を対象とした学校生活支援臨時給付金につきましては、73人から申請があり、 365万円を支給しています。 続いて、中小企業支援対策であります。

中小企業資金繰り対策としての新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金につきましては20件の申請があり、融資額は3億4,630万円となっています。

秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付対象事業者に対する事業継続支援金につきましては、35事業所に対して700万円を支給しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者に対する経営維持臨時給付金につきましては、15件の申請があり、300万円を支給しています。

地域経済活性化対策としての地域応援商品券事業につきましては、7月末に1人当たり5,000円の地域応援商品券を町内全世帯に発送し、町内の93事業所で利用していただいています。発行額2,464万円に対して、現時点での換金額は1,100万円となっています。なお、利用期間は10月31日までとなっています。

観光振興対策であります。

町内の宿泊施設を応援する緊急宿泊支援事業につきましては、北東北3県から1万1,085 通の応募があり、8月3日と17日に抽せんを行い、5,000円の宿泊助成券を5,000枚発送して、現在まで525枚利用されています。なお、利用期間は11月30日となっています。

十和田湖地区観光事業者等上下水道使用料等減免事業につきましては、水道料金で7件、 下水道使用料で9件の減免を実施しています。

以上であります。

最後になります。水稲の育成状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、今年の水稲につきましては、 6月は日照時間が多く、気温の日較差は大きい状況であったため、分けつは旺盛でしたが、 7月は日照時間が少なかったことから軟弱ぎみとなり、いもち病等の発生が見られました。 出穂期は平年は8月4日のところ、1日遅い8月5日であり、収穫時期は平年並みの見込み であります。

8月20日に実施した水稲定点調査では、穂数は6月の気温の日較差が大きく分けつが進んだことから、1㎡当たり548本で、平年比116%と多く、1穂当たりの着粒数は65.3粒で平年比96%と少ない状況であります。1㎡当たりの穂数に1穂当たりの着粒数を掛け合わせた総もみ数は3万5,784粒で、平年比112%と多い状況であります。

病害虫につきましては、管内の葉いもちの発生程度は平年並でありますが、一部ほ場では 穂いもちが散見されております。 斑点米カメムシ類につきましては、今年も多い見込みで、8月上旬よりカメムシ類防除及 びいもち病防除のための薬剤散布が行われております。

また、カドミウム汚染米防止のための湛水管理終了後は、収穫に向けてほ場の排水を確実に行い、刈取り適期を逃さないように良質米生産へ向けて注意を喚起してまいります。

以上で、9月定例会の町政報告とさせていただきます。

〇議長(目時重雄君) 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

**〇教育長(澤口康夫君)** おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

はじめに、令和3年度に小坂町立、鹿角市立の各中学校で使用する教科書の採択について 話し合う鹿角地区教科用図書採択協議会の審議結果と、それに基づく町教育委員会の決定に ついてご報告いたします。

本採択協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、小坂町、 鹿角市両教育委員会が協議して、同一の教科書を採択することを目的として設置されたもの です。委員は、小坂町、鹿角市の全教育委員と保護者代表が1名ずつ、合わせて12名で構成 され、6月5日に採択協議会が設置されました。

令和3年度は、新学習指導要領実施に伴い、中学校で学習する全教科11教科に、1教科につき2社から6社の教科書発行会社の発行する教科書があり、それぞれに工夫を凝らし、独自の特徴を見せています。

採択協議会では、内容の取扱い、工夫・配慮、構成・配列・表記の3つの観点から、鹿角 地区の生徒の生活・経験や興味・関心・能力に適しており、豊かな人間性を育むためにふさ わしいものかどうかを判断し、選び出すための調査・研究・審議が行われました。

審議される各教科書の調査研究を行うための機関として、教諭による調査研究会を新たに 設け、それぞれ数回の調査・研究が行われました。

各調査研究会内でまとめられた内容については、7月29日に開催された第3回採択協議会において教科ごとに報告があり、質疑応答の後、審議が行われ、各教科の発行会社が決定されました。

その後、町教育委員会を開催し、町として正式に採択決定いたしました。11教科のうち発行会社が変更になったのは、書写、公民、理科、美術、外国語の5教科でありました。

次に、小坂中学校生徒の活躍についてご報告申し上げます。

6月20日、21日に開催予定であった鹿角中学総体は、新型コロナウイルス感染症の影響で全県総体が中止となる中、7月11日に延期して開催されました。

鹿角市総合競技場で開催された陸上競技大会では、共通女子1,500mで本田桜さんが1位、 共通女子砲丸投げで安保希歩さん、共通男子1,500mで成田絆さんが2位、1年男子100m で佐藤一茶さんが3位となるなど、参加選手一人ひとりが力を発揮してくれました。

卓球は男子団体で優勝、バスケットボールは女子が7年ぶりの優勝を果たしました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で4月から休校、部活動も休止となり、 不安定な学校生活の始まりとなりましたが、生徒たちは少ない練習時間の中、見事結果を出 してくれたと思います。また、学校、保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆さんの ご指導に感謝をいたします。

今後とも生徒が伸びやかに成長していけるよう、支援してまいりたいと考えております。 以上で、9月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

#### ◎認定第1号の上程、説明、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第4、認定第1号 令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

## [職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提出理由の説明を求めます。
町長。

## [町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 認定第1号 令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

上程させていただきました一般会計と8の各特別会計及び水道事業会計の令和元年度歳入 歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によります小坂町監査委員の審 査が完了いたしましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の決算審査意見 書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算からご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算は、平成30年度繰越明許費として議決いただきました4件を含む予算額48億7,990万円に対し、歳入決算額は45億3,366万9,919円、歳出決算額は44億518万2,960円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億2,848万6,959円の黒字となります。

このうち2,104万9,000円が令和2年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は1億743万7,959円の黒字決算となりました。

歳入総額は前年度より1億2,025万4,000円、率にして2.7%の増となりました。この要因の主なものは、普通交付税が1億2,000万円、7.6%、繰入金が6,000万円、18.1%、地方債が4,000万円、10.4%といずれも増加したことにあります。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の 公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいり ます。

歳出総額は前年度より9,585万7,000円、2.2%の増となりました。この要因の主なものは、 商工費が2,307万円、社会教育費が1億839万円増加したことによるものです。

また、令和元年度末における地方債現在高は47億9,682万2,000円となり、前年度より1億1,520万5,000円減少しました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は14億6,985万7,000円となり、前年度より3,166万円増加しました。

次に、各特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額5億8,006万2,000円に対し、歳 入決算額は5億7,222万266円、歳出決算額は5億6,550万1,872円で、実質収支額は671万 8,394円の黒字となり、令和2年度へ繰越しいたしました。

なお、保険給付費などの減少により剰余金を確保できましたので、今後の財源調整に備えて国保財政調整基金へ1,001万1,000円を積み増ししたことから、年度末における同基金残高は1億2,795万1,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額7,507万7,000円に対し、歳入決算額は7,447万2,387円、歳出決算額は7,446万887円であります。実質収支額は1万1,500円の黒字

となり、令和2年度へ繰り越しました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額7億7,730万1,000円に対し、 歳入決算額は7億6,463万4,505円、歳出決算額は7億6,620万4,912円となり、歳入歳出差 引157万407円の不足が生じたため、不足分について、翌年度歳入繰上充用金で補てんして おります。

なお、年度末における介護給付費準備基金の残高は5,612万6,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額332万7,000円に対し、歳入歳出決算額とも323万467円で、収支差額はゼロであります。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額5,871万4,000円に対し、歳入歳出決算額とも5,713万8,936円で、収支差引額はゼロであります。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額1,026万円5,000円に対し、歳入歳出決算額とも1,025万9,147円で、収支差引額はゼロであります。

なお、年度末における中退共基金の残高は3,591万7,000円となりました。

菅原ヤヱ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額173万6,000円に対し、歳入歳出決算とも173万4,768円で、収支差引額ゼロであります。

下水道事業特別会計歳入歳出決算は、平成30年度繰越明許費を含み、予算額3億408万2,000円に対し、歳入決算額は2億6,981万6,588円、歳出決算額は2億6,968万7,788円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は12万8,800円の黒字となります。

このうち12万8,000円が令和2年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は800円の黒字決算となりました。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額324万1,000円に対し、歳入決算額が324万3,261円、歳出決算額が258万5,710円であります。実質収支額は65万7,551円の黒字で、令和2年度へ繰越しいたしました。

なお、年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が1,742万5,000円、財産管理運営基金が4,574万9,000円となっております。

最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億5,341万1,763円で、支出総額が2億5,196万6,952円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度収支は102万5,133円の損失となり、前年度繰越利益剰余金が4,339万7,984円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は4,237万2,851円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が4,985万5,800円で、 支出総額が1億7,642万7,993円となりました。

なお、資本的収入において不足する額1億2,657万2,193円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

以上が令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計 決算の概要であります。

熊谷代表監査委員と鹿兒島監査委員からは、去る7月20日から7月27日までの日程で決算審査を行っていただき、7月31日に令和元年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員からご指摘いただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### ○議長(目時重雄君) お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置 し、これに付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聴君、11番、椿谷竹治君、以上10人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いた

しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長(目時重雄君) 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、 委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君、副委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治 君とすることに決定いたしました。

## ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(目時重雄君) 日程第5、報告第3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 報告第3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げます。

平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来 負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体にお ける財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速 な対応を取るために設定されたものであります。

7月27日に実施されました決算審査において、資料を基に審査をいただいており、結果に つきましては、決算審査意見書のとおりであります。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

実質公債費比率は15.7%、将来負担比率は103.7%となりました。

実質公債費比率は平成30年度の14.8%と比較して0.9ポイント上昇し、将来負担比率は114.6%から10.9ポイント低下しています。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、 地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償 還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれて います。

令和元年度の実質公債費比率は、公債費などの負担額を示す分子において、過疎債などの 元利償還額が増加しましたが、控除となる公債費の基準財政需要額も増加となり、分子全体 としては56万4,000円の増と、前年度と比較して大きな増加にはなりませんでした。しかし、 標準財政規模を示す分母においては、平成30年度普通交付税算定において法人税割が過大算 定されたことに伴い、その精算措置により普通交付税は増加したものの、法人税割が前年度 と比較して大きく減少したことにより、基準財政収入額及び臨時財政対策債発行額が大きく 減少し、分母全体として4,533万円の減少となり、単年度では0.3ポイント上昇しました。

本比率は3か年平均を採用しており、令和元年度は平成29年度からの3年間の平均値となりますが、平成29年度から明治百年通りにぎわい創出事業などに充当した過疎債の償還が始まったことにより、3か年全てが高い単年度比率での算出となったことも上昇の要因であります。

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのか示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や一部事務組合等に対する公債費負担見込額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっています。

令和元年度の将来負担比率は、分母となる標準財政規模がさきほどの説明のとおり減少しましたが、分子においては地方債残高が減少していることにより将来負担額も減少し、10.9ポイントの低下となりました。

実質公債費比率が前年度比較では悪化という結果になりましたが、数値そのものに限ってみれば、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。しかしながら、この4種類の比率は全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合、分子において公営企業会計への繰出金の増大など、分子を大きくする要因が見込まれることから、将来に備えて、引き続き歳出の抑制や計画的な基金の積立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えています。

最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業特別会計、いずれも資金 不足額はありませんでした。

議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し 上げまして、誠に簡単ではありますが報告とさせていただきます。

- ○議長(目時重雄君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終結いたします。

\_\_\_\_\_

# ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長(目時重雄君) 日程第6、報告第4号 和解及び損害賠償の専決処分についてを議題 といたします。

職員に報告書を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提出理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 報告第4号 和解及び損害賠償の専決処分についての内容をご説明申し上げます。

本事件は、令和2年7月1日午前8時頃、畑作振興センター敷地内において、会計年度任

用職員が運転する軽貨物車が駐車のため徐行中に、畑作振興センター改修工事のため停車していた相手方の普通乗用車の左側前方バンパー部分に接触したものであります。

8月19日付けで過失割合を小坂町100%、相手方をゼロ%とすることで示談が成立しましたので、同日付けで和解及び損害賠償について専決処分したものです。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、職員には安全運転に専心するよう改めて指示したところであります。

以上、和解及び損害賠償の専決処分についてご報告いたします。

- ○議長(目時重雄君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。
  - 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号については終結いたします。

#### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第7、議案第83号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第83号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額 を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、町が条例で定めております保育所等の利用者負担額に関する規定を改めるものであります。

国の幼児教育無償化施策に伴う町条例の改正については、令和元年9月議会で議決をいただいており、同年10月からは3歳から5歳の児童及びゼロ歳から2歳の非課税世帯に属する児童の利用に係る負担を無償にするとともに、平成28年度から町が独自に実施しております

第2子以降の児童に係る負担額無料を堅持して運用しているところであります。

本条例改正は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減による少子化対策の観点などから、町独自の幼児教育無償化を拡充し、町内の全ての児童が年齢にかかわらず無償で保育所等を利用できるようにすることで、子育て世帯の支援を図るものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご 協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(目時重雄君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(古澤 健君) 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例改正は、町長から説明がありましたとおり、唯一保育料無償化の対象外となっておりましたゼロ歳から2歳の課税世帯に属する第1子の児童の利用に係る負担を無償とするもので、これで町内の全ての児童が年齢にかかわらず無償で保育所等を利用できるようになります。

改正の主な内容をご説明いたします。

審議の参考の1ページをご覧ください。新旧対照表になります。

第3条第1項では、利用者負担額をゼロとする対象を規定しております。

第1号は満3歳以上で、小学校就学前の子ども。

第2号については、3歳以上で、小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病などで家庭において保育を受けることが困難な場合。下線の部分については、3歳未満は除くとありますので、削除となります。

3号については、新旧の新の方になりますけれども、3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病で家庭において保育を受けることが困難な場合ということで、これを追加しております。

第2項は利用者負担額、第3項は第2子以降の負担額についてですので、削除となります。 第4条、第5条、第6条は、利用者負担額の徴収減免の規定ですので、削除となります。 また、利用者負担額を規定した別表第1も削除になります。

なお、施行日は令和2年10月1日としております。

簡単ですが、説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

- **〇9番(小笠原憲昭君)** まず、10月からこれを施行しなければならないその理由を伺いたい と思います。
- 〇議長(目時重雄君) 事務局長。
- ○教育委員会事務局長(古澤 健君) 今年度当初に完全無償化ということを検討したわけなのですけれども、そうすると、在宅で保育をしている方に全く支援がないということで、不公平感があるということで、そちらの検討に少し時間がかかりまして、年度途中ではありますが、今回のご提案となったものでございます。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- **〇9番(小笠原憲昭君)** そうしますと、在宅の者に対してはどういう補助が今現在行われているのですか。
- 〇議長(目時重雄君) 事務局長。
- ○教育委員会事務局長(古澤 健君) 在宅については、特に支援というのはございません。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- **〇9番(小笠原憲昭君)** 後で説明があるのかどうか分かりませんが、何かと同時進行という 形での保育料の無償化という意味ですか。
- 〇議長(目時重雄君) 事務局長。
- ○教育委員会事務局長(古澤 健君) はい。そこで不公平感がないようにするために、在宅の保育している方への支援と同時にやりたいということでございます。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 私は無料にするのを反対しているという意味で言っているわけではありませんけれども、従来であれば、保育に係る経費というのは受益者負担ということになってきたはずです。それが、国が子育てに関してある程度無償化をしていかなきゃいけないというふうな制度も出てきましたけれども、ただ、それがまだ未満児には及んでいないと。未満児の場合は、非常に保育に係る経費が高くなるわけですよね。それは保育士なりが子どもの人数によって、何人に1人というふうな配置基準があるわけですから、それに伴って、当然、保育に係る経費は高くなると。

ただ、私が考えるのが、今までの保育料というのは、所得に応じた受益者負担というふうになってきたはずです。所得税の額が20万円とか30万円とか、そういうふうな階層によって、負担する金額も4万円、5万円、6万円というふうな多額な経費を負担してきたと。そ

うしますと、家庭で保育を、共働きでない、自分のうちで保育が可能だという世帯に幾らの 補助を、助成金をこれから出そうとするのか、私は今、分かりませんけれども、何か公平だ という言葉の裏には、逆な意味で不公平感が生じるのではないかと。要するに、高額所得者 に対しての負担割合が非常に多くなると。果たして、これで受益者負担の公平化・標準化と 言えるのかと。

後でどのような、町が家庭保育をされることに対して助成金をしようとするのか、今時点では分かりかねますけれども、それらと公平感を保つというのであれば、果たしてそういう、今私が言ったような逆ざや現象が出てきやしないかということも、この議案を提案するに当たっては議論になったものでしょうか。

[発言する者あり]

- 〇議長(目時重雄君) 8番。
- ○8番(鹿兒島 巖君) 後で出てくる話なのでしょうけれども、補正予算の中で在宅育児支援給付金というのを計上されていますよね、180万円。それとの関係というのはどういうふうになっているのか、それについて説明してもらえれば、理解がいくのではないかと思います。関連でまた、説明をお願いします。
- 〇議長(目時重雄君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(古澤 健君) 補正予算の内容にはなるのですけれども、在宅で保育している方への助成としまして、補正予算でご提案申し上げております。こちらは月1万5,000円を見込んでおりまして、今年度は20人を見込んでおりまして、180万円の補正でございます。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- **〇9番(小笠原憲昭君)** じゃ、家庭保育をしている方は今現在何人おるのでそういう計算に なっているのですか。
- **〇議長(目時重雄君)** 教育委員会事務局長。
- 〇教育委員会事務局長(古澤 健君) 20人を今、見込んでおります。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) ということは、20人保育所に入っていない子どもがいると、小坂町には。そういう意味ですね。そういう方には1万5,000円、月額支給されると。それは家庭保育上、大変な思いをされているから頑張ってくださいと、そういうことだと思うのです。

ところが今、この別表、今回削除しようとする表をご覧になっていただければ分かると思

うのですけれども、所得に応じてこういう単価になっていると。ですから、私は逆ざや現象が出るのでないかと、これが本当に果たして公平感のある政策なのかと。要は、言葉は悪いですけれども、金持ち優遇策に取られかねないのでないかというふうな気がしたからお伺いしたわけです。ですから、そういうことは議論になったのですかということをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(目時重雄君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(古澤 健君) やっぱり未満児の方については、保育料は高いというのは印象ありますけれども、まずそこを無償にして子育て支援を行うということで、今回の提案になったものでございます。
- 〇議長(目時重雄君) 副町長。
- ○副町長(成田祥夫君) 今回の無償化につきましては、当初予算策定の段階から議論をさせていただいております。その中で、在宅で保育される方に対しての公平感、教育委員会事務局長も申し述べましたけれども、それについてもやはり検討していく必要があるだろうということで、その検討の結果、在宅保育、月1万5,000円ということで、近隣市町村等の状況も見ながら、それで進めていこうというふうにした次第であります。それで今回提案させていただきました。

もちろん議員のおっしゃられるとおり、公平感ということについても十分議論した上ですけれども、町長がやはり小坂町の子どもたちが全員無償で同じ状況で保育できるような環境をつくりたいという思いを持ちまして、今回、こういう形の提案とさせていただきました。

- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 私は前から申し上げていますけれども、補正予算というのは、突発的な、緊急的な状況の中で補正予算というのは発生してくるべきだと。つまり、平常の行政業務の中で補正を組むということはあり得ないことだと。それは総計主義ということで、当初予算に予算というものは全て計上して、この1年間こういう予算でやっていくよということの原則があるわけですよね。そういう総計主義を無視して、この10月1日から新たにこういう施策を始めなければいけないという根本的な理由が私は分からないわけです。

このコロナのいろいろな状況の中で、確かに皆さん生活が困っています。けれども、何でこの保育無償化だけを突出して10月1日に改正してやらなければいけない、私はこれがすごく理解できない。やるのであれば、当初予算、新年度からスタートすべき制度でないかと、私はそう思うのです。何でこういう時期にこういう提案がされてくる、しかも今おっしゃる

ように、補正予算で公平化を図るために近隣の状況を見ながらも措置していくという、私は別に反対しているわけではありません。基本的な考え方は賛成ですけれども、今申し上げたように、予算というものはそういうものでないと。1年間ランニングしていくために、当初予算というものを十分議論しながら、今年こういうことでいこうというふうに議論したはずです。なぜそれがその時点で認めなくて、今この時点で突出的に出てくるかと、私はこれが非常に理解できない。その辺、町長さん、いかがですか。

- 〇議長(目時重雄君) 町長。
- ○町長(細越 満君) 確かに、事あるごとに予算の総計予算ということで、いろいろ話しされてきました。そういう中で、今回につきましては、できるだけ早く在宅の方にも軽減をしてほしいという思いでこの10月からということに判断しましたので、その辺については、いつも言われておりますけれども、この時期になったということをおわびしながら、何とかこの在宅で頑張っている方々にも早く負担の軽減をやりたいなという思いでやらせていただきましたので、その辺、今後については十分に気をつけてやりたいと思いますので、何とか今回通していただければありがたいなという思いであります。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) もう一言駄目押しを言わせていただきたいと思いますが、これは制度化したからには、途中でやめるということはできなくなるわけですよね。ある意味では、条例化してこういうことをやろうということですから、相当の決意があっておやりになる、都合が悪くなって、財政的に容易でないからこういう制度はあとやめますなんていうことは決しておっしゃらないように、やるのであれば、とことんきちんとやっていただきたいということを申し添えておきたいと思います。
- ○議長(目時重雄君) そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第83号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

## ◎議案第84号の上程、説明、質疑、委員会付託

〇議長(目時重雄君) 日程第8、議案第84号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

**〇町長(細越 満君)** 議案第84号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定 について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町康楽館使用料徴収条例の別表のうち、入館料に係る料金と使用料の一部を改正するものであります。

入館料につきましては、条例で入館料の上限を設定し、指定管理者の小坂まちづくり株式会社がその範囲で入館料を徴収してまいりましたが、平成31年度に条例で定められた上限に達しております。今回の入場料の改正は、運営コストの上昇及び昨年改正された消費税の適正転嫁のため、この上限の見直しを図るものであります。

また、使用料の一部の改正につきましては、1階楽屋の使用料が、面積の狭い2階楽屋より使用料が安いため、不均衡を是正するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第84号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第9、議案第85号 小坂鉱山事務所使用料徴収条例の一部を改正 する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

**〇町長(細越 満君)** 議案第85号 小坂鉱山事務所使用料徴収条例の一部を改正する条例制 定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂鉱山事務所使用料徴収条例の別表のうち、入館料に係る料金を改正するものであります。

入館料につきましては、条例の入館料の上限を設定し、指定管理者の小坂まちづくり株式会社がその範囲で入場料を徴収してまいりましたが、現在は条例で定められた上限に達しております。今回の入館料の改正は、運営コストの上昇及び昨年改正された消費税の適正転嫁のため、この上限の見直しを図るものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第85号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

## ◎議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第10、議案第86号 小坂町「天使館」使用料徴収条例の一部を 改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

## 〔職員議案朗読〕

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

**〇町長(細越 満君)** 議案第86号 小坂町「天使館」使用料徴収条例の一部を改正する条例 制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町「天使館」使用料徴収条例の別表を改正するものであります。

使用料につきましては、条例で使用料の上限を設定し、指定管理者の小坂まちづくり株式会社がその範囲で使用料を徴収してまいりましたが、現在は条例で定めた上限に達しております。今回の使用料の改正は、運営コストの上昇及び昨年改正された消費税の適正転嫁のため、この上限の見直しを図るものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第86号につきましては、産業教育常任委員会に付託い たします。

## ◎議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第11、議案第87号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改 正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

**〇町長(細越 満君)** 議案第87号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制 定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂鉄道レールパーク設置条例の使用料について上限を定め、別表使用料の 入場料に係る料金と宿泊料を改正するものであります。

使用料に上限を定めることにつきましては、康楽館等の他の施設と同様にするものであります。

また、入場料及び宿泊料の改正は、運営コストの上昇及び昨年改正された消費税の適正転嫁のため、料金の見直しを図るものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第87号につきましては、産業教育常任委員会に付託い たします。

## ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(目時重雄君) 日程第12、議案第88号 字の区域の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

**〇町長(細越 満君)** 議案第88号 字の区域の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、和井内エリア整備事業に伴う字の区域の変更であります。

秋田県による地方道路整備事業を含む和井内エリア整備事業の実施にあたり、事業区域の一部が国有林であり、字が設定されていないため、今後の事業推進並びに登記手続き等に支障を来すことから、字の区域を変更しようとするものであります。

字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決が必要でありますので、ご提案させていただくものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

## 〇議長(目時重雄君) 総務課長。

○総務課長(山崎 明君) それでは、詳細につきまして説明をいたします。

議案と併せまして、議案審議の参考の13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。 町長からの提案理由のとおり、本議案につきましては、十和田湖和井内エリア整備事業に 伴い、国有林地の所管換及び払下げが必要となるほか、登記するためにも字の設定が必要と なることから、今回、字の区域の変更をするものであります。

議案の表の変更前の字の区域の道1の点と3介13補1の点とを結ぶ線で囲まれる区域につきましては、議案審議の参考の13ページの所管換区域図の、中央よりやや上のところに赤字で道1と表示されている点があります。そこから右に3介11、3介12、3介13、3介13補1を順に結んだひし形の区域となります。

同じく3介14補1の点と3介19ノ1補1の点とを結ぶ線で囲まれる区域につきましては、同じく所管換区域図の赤字の3介13補1の下に3介14補1と表示されている点がございます。そこから下側の方に3介15、3介16、3介17、3介18、3介19、3介19ノ1、3介19ノ1補1、次が道5、道4、道3、道2を順に結んだ区域となります。

結んだそれぞれの区域を塗り潰した図につきましては、議案審議の参考の14ページ、次のページになります。そこをお開きください。

そこの実測位置図のところに、ひし形の部分につきましてが先ほど先に説明した部分、その後につきましてがその下の部分となります。ひし形の部分につきましては、面積が536.21㎡、もう一つの区域につきましては3,259.44㎡になりまして、それぞれ隣接する十和田湖字生出に編入することとなります。

なお、この面積のうち996.47㎡につきましては町が取得する予定となっておりますし、 残りにつきましては秋田県が道路用地として取得する予定となっております。

以上で、私からの説明は終わります。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第13、議案第89号 町道の認定についてを議題といたします。 職員に議案を朗読させますが、別表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第89号 町道の認定について、提案理由をご説明申し上げます。
本議案は、十和田湖和井内地区振興のために、その他町道2路線を新たに認定しようとするものであります。

これにより、その他町道が807m増え、全体としては225路線、15万8,172.4mとなります。 詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま すようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(目時重雄君) 建設課長。
- ○建設課長(窪田圭一君) それでは、町道の認定につきまして説明を申し上げます。

別冊となっている町道路線認定調書の1ページをお開きください。

今回新たに認定する路線は2本ありまして、いずれもその他路線の路線番号307番が生出 1号線567mと、308番、生出2号線が240mであります。

起点、終点はいずれも十和田湖字生出地内となっております。

次のページの図面をご覧ください。

右側の方の白い部分が湖畔側になります。307番、生出1号線は湖畔沿いの国道454号と、そして308番の生出2号線は発荷峠から湖畔に向かっていく国道103号とそれぞれ交差点前後の一部分を国道と町道の重複する路線といたします。管理は上位路線の道路管理者が行いますので、そのまま引き続き秋田県が管理することとなります。

和井内エリア整備事業の一環で、秋田県が施工している国道の交差点改良工事にあわせて、 無電柱化の工事を行います。この事業は、国土交通省所管の観光地域振興無電柱化推進事業 を活用して行いますが、補助対象地区は、観光庁が定めた国立公園満喫プロジェクト選定公 園地域などの観光地が所在する市区町村でなければならないために、小坂町がこの補助事業 を受けられるようにするため、関係する道路を町道として認定するものであります。

今回の認定によりまして、その他町道は198路線、10万5,742.4mとなり、1、2級町道を含め、全体としては、先ほど町長がご説明申し上げましたとおり、225路線、15万8,172.4mとなります。

以上、町道の認定についての説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第14、議案第90号 和井内エリア観光拠点施設暖房設備設置工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

〇町長(細越 満君) 議案第90号 和井内エリア観光拠点施設暖房設備設置工事の請負契約 締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、十和田湖和井内エリアに建設中の観光拠点施設に熱源となる木質バイオマスボイラー設備を整備するものであります。

当設備は、木質バイオマスボイラー2基、貯湯タンク1基、バイオマス廃熱利用型発電設備1基、蓄電池1基を観光拠点施設及びトイレの暖房、融雪等の熱源として導入いたします。 これにより、災害等による停電発生時でも館内の暖房、照明、コンセント電源等を確保することができ、避難所としての機能を維持することが可能となります。

去る9月1日に4社による指名競争入札を実施しましたところ、株式会社イトウ建材店が消費税込み4,713万5,000円で落札いたしました。

本契約が予定価格5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(目時重雄君) 建設課長。

○建設課長(窪田圭一君) それでは、工事の詳細について説明申し上げます。

町内外の給排水、暖冷房、衛生設備工事A級格付の4社によりまして、9月1日に入札を行った結果、株式会社イトウ建材店が落札率89.2%で落札いたしました。

そのほか3社の入札価格でありますが、いずれも消費税込みで大館桂工業株式会社が4,731万1,000円、株式会社異工業所が5,175万5,000円、熊谷施設工業株式会社が5,183万2,000円でありました。

現在は仮契約を締結しており、議決をいただきました後に本契約を締結いたします。 次に、事業概要を説明いたします。

審議の参考の15ページにある図面をご覧ください。

右側の方にあります配置計画図、こちらの中にあるオレンジ色の長方形で中にアルファベットでガシファイア1、2と記載している、2つ並んでいるところ、そこが木質バイオマスボイラー、いわゆるまきボイラーです。2の上の方にスターリングエンジンという廃熱利用型の発電機を設置します。ここで発電した電気は機械室にある蓄電池に蓄えられ、さらにボイラーで沸かしたお湯は、隣の部屋に貯湯タンクがありまして、そちらにお湯が蓄えられまして、施設内及びトイレの暖房や融雪などに利用することになります。

また、燃料となるまきは鹿角管内の林業業者等から間伐材や製材の端材などを調達する予定にしております。

今回のこの事業は、環境省所管の補助事業で、二酸化炭素の排出抑制と防災・減災等を両立させる設備導入に対して受けられる補助金を財源としますので、単なるまきボイラーだけではなく、停電時でもボイラーを稼働できるよう、発電機や蓄電池を備えたシステムを導入いたします。通常時は、発電した電池を蓄電及び館内に一部供給することにより、省エネルギーに貢献することができ、また停電時には、施設に対して給湯及び暖房の供給が可能となり、災害時でも持続的にエネルギー供給をすることができます。

補助事業の制約上、1月までに事業を完了しなければなりませんので、安全に最大限配慮 して、事故のないよう、工期までの完成を目指してまいりたいと考えております。

以上、詳細の説明といたします。

- O議長(目時重雄君)
   これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

   9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 質疑に入る前に、この議案第90号だけ小坂町長の名前の上段、年月 日が書いていますけれども、これに提出という文言が欠如しておりますけれども、これでよ

ろしいのでしょうか、議案書として。

- 〇議長(目時重雄君) 副町長。
- **○副町長(成田祥夫君)** 大変申し訳ありませんでした。提出という文言が必要ですので、修正して、後でまたお配りしたいと思います。誠に申し訳ありません。
- ○9番(小笠原憲昭君) いや、配っていただかなくてもいいのですが、そういうふうに副町長さんの方から間違いだと、欠如しているという訂正があってしかるべきだと思って、今発言しました。
- ○議長(目時重雄君) ちょうどお昼になりましたので、質疑については午後1時から再開して行います。

これより食事休憩に入ります。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長(目時重雄君) 午前中に引き続き会議を再開します。

今、第90号の議案になっておりますけれども、今、質疑に入る前に、執行部の方から修正 箇所があるというふうなことでありますので。

副町長。

- **○副町長(成田祥夫君)** 午前中においてご指摘のありました第90号の議案につきまして、提出年月日の文言の後に提出という言葉が抜けておりましたので、改めて訂正したものをお配りさせていただきましたので、よろしくお願いします。大変申し訳ありませんでした。
- ○議長(目時重雄君) それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第91号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第15、議案第91号 令和2年度小坂町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第91号 令和2年度小坂町一般会計補正予算(第6号)について、 提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、第4弾となります町独自の新型コロナウイルス感染症に係る地域経済 や感染拡大予防対策などの経費のほか、町道などの除排雪経費やほっとりあにおける湯楽事 業開設経費、10月から実施する予定の保育料の完全無償化に対応した予算を措置したほか、 必要経費の調整額を補正しております。

新型コロナウイルス感染症に係る地域経済や感染拡大予防対策などとしては、地域経済活性化対策としての地域応援商品券の追加発行、家計への支援対策としては在宅育児支援給付金、農業者への支援対策としては農業者経営継続支援事業補助金、観光振興対策としては康楽館常打芝居再開応援事業補助金及び康楽館活性化事業補助金などを予算措置しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億7,853万7,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を49億6,174万5,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国・県支出金などの特定財源を充当したほか、一般財源とし

て地方交付税などを措置しております。

第2条の債務負担行為の補正においては、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金 の限度額を変更するものであります。

第3条の地方債補正においては、国庫補助金の確定に伴う事業費の変更による限度額の調整と臨時財政対策債の限度額をその決定額にあわせて減額し、限度額総額をこれまでの既決額から1,669万3,000円を減額して、2億5,020万7,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

## 〇議長(目時重雄君) 総務課長。

○総務課長(山崎 明君) それでは、一般会計補正予算(第6号)の詳細についてご説明いたします。

10ページ以降の歳出の事項別明細書において、歳出に対応する歳入についても説明をいたしますので、まずは10ページをお開き願います。

また、審議の参考の16ページからの令和2年度小坂町新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等予算の概要についても併せてご覧ください。

それでは、2款総務費です。1項総務管理費、4目財産管理費では、12節の業務委託料として、旧十和田分館、十和田出張所及び旧大川岱教員住宅の除排雪作業分として計上しています。

5目企画費です。11節の広告料は、地域公共交通への支援対策として、大型高速バスに小坂町の観光PRフルラッピングの広告を掲載する経費を計上しています。12節では、小坂町の観光PRフルラッピングの広告デザイン及び制作委託料165万円と移住体験住宅2棟分の除排雪業務委託料22万3,000円を計上しました。14節の設備改修工事費は、6月30日の十和田湖地区での大雨により、大川岱から銀山の間のNTT柱が倒壊して、添架していた光ケーブルが断線し、7月9日に仮復旧したものを、本復旧する経費として245万7,000円を計上したほか、十和田湖和井内エリア整備事業により光ケーブルの移設が必要となり、その経費として300万3,000円を計上しています。18節の自治会所有会館大規模改修工事等補助金は、細越自治会館の土台及び柱の一部が腐食して危険な状態となっていることから、補助要綱に基づき補助するものです。住宅購入・改修費補助金は、6月補正において2件分120万円を追加し、5件分300万円を予算措置していますが、申込件数の増に対応して、今回の補正で180万円を追加するものです。

財源内訳の国県支出金欄の297万円は、大型高速バスに対する小坂町の観光PRフルラッピング事業に対応した地方創生臨時交付金です。

6目電子計算費です。12節の業務委託料は、デジタル手続法に対応した接続テスト業務委託及びウインドウズ10に対応した業務システム端末の設定作業委託などを措置しています。13節諸利用料及び17節庁用器具費は、役場庁舎内におけるウェブシステム環境を整備するためにシステム使用料17万9,000円、テレビ会議用のディスプレイ及び端末機購入代266万2,000円をそれぞれ計上しています。

財源内訳の国県支出金欄の284万1,000円は、役場庁舎内におけるウェブシステム導入事業に対応した地方創生臨時交付金です。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。18節のハートフル事業補助金は、ひとり親家庭や単身高齢者などへの新しいつながりの創出を図るために、小坂町社会福祉協議会が運営する、みんなのお家だんらんを拠点とした子ども食堂の開設に向けた施設改修経費や環境整備経費を補助するものです。なお、この事業も地方創生臨時交付金の対象事業として予算措置しています。

あんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会を対象として交付するもので、1世帯当たり1万円の60世帯分を見込み、60万円を計上しました。

2目高齢者福祉費です。この目では、町政報告でも述べましたが、小坂町七滝コミュニティーセンターの浴槽を改修し、湯楽事業の利用者のほか、風呂のない方を対象として浴室を開放するための経費を計上しています。11節の検査手数料は、浴場として開設するための水質検査手数料、諸手数料は公衆浴場開設申請の県証紙代です。12節の業務委託料は、浴場の管理・清掃業務委託のほか、小坂町七滝コミュニティーセンターへの送迎バス運行業務委託分を計上しています。14節の設備改修工事費は、小坂町七滝コミュニティーセンターの浴槽改修分です。

3目老人憩の家管理費です。14節の設備補修工事費は、老人憩の家あかしや荘の源泉の温泉井戸を閉栓する経費を措置しました。

5目障害者福祉費です。22節の国庫支出金返還金は、前年度の障害者自立支援給付分と障害児入所給付分などに係る国庫負担金などについて、その精算により、合わせて129万5,000円の返還が生じることから、予算化したものです。県支出金返還金も同様に、前年度の介護・訓練等給付費などの精算により返還が生じることから、予算化したものです。

7目介護保険費です。介護保険特別会計保険事業勘定において、新たな予防サービス事業

としての短期集中予防サービス・お元気ジム実施などに係る予算補正に伴い、36万3,000円 を追加しています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、22節の国庫支出返還金として、前年度の児童 手当の実績により確定した額で精算するものです。

2目児童運営費です。18節のすこやか子育て支援事業補助金は、所得階層の変更によりこの補助事業の対象者が増えたことから、不足分を追加しています。保育環境改善等事業補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策を受けて、認可保育所及び認可外保育所において感染拡大を防止する観点から、各保育所が購入する保健衛生用品の費用について国が全額補助することとなったことから、町内2施設分100万円を措置しました。

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりの一環として、10月から保育料を完全無償化することを予定しています。これに伴い、保育所等を利用せず、在宅で育児を行う子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、在宅育児支援給付金給付事業交付金として、幼児1人当たり月1万5,000円を支給することとして、180万円を計上しました。

財源内訳の国県支出金欄の281万8,000円は、国の保育環境改善等事業補助金100万円と、 在宅育児支援給付金給付事業に対応した地方創生臨時交付金180万円、保育給付費の精算に よる国庫負担金1万2,000円と県負担金6,000円を計上しています。また、その他欄は、10 月から完全無償化となる3歳未満の保育料負担金128万7,000円を減額しています。

4款衛生費、3項1目診療所費です。歯科診療所特別会計において、清掃員及び歯科技工 士分の業務委託料の不足が生じることから、232万7,000円を追加しています。

5 款労働費、1項1目労働諸費です。3号補正で予算措置した新型コロナウイルス感染症 対応雇用維持助成金について、国の雇用調整助成金の1人1日当たりの単価が引き上げられ たことにより対象事業者が限定されることから、1,950万円を減額し、新たに国の雇用調整 助成金の1人1日当たりの上限額1万5,000円を超えて支給している事業所に対して助成す ることとして、新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用維持助成金1,000万円を計上しまし た。

財源内訳の国県支出金欄のマイナス950万円は、雇用維持助成金及び緊急雇用維持助成金 に対応した地方創生臨時交付金です。

6 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費です。18節の農業者経営継続支援事業補助金は、認定農業者に対して経営継続のための取り組みへの支援として15件を想定し、930

万円を計上しました。戦略作物種子購入補助金は、そば作付面積の拡大により114万1,000 円を追加するものです。

財源内訳の国県支出金欄の930万円は、農業者経営継続支援事業補助金に対応した地方創 生臨時交付金です。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費です。第2弾となる地域応援商品券事業に係る 経費を計上しています。前回同様、町民1人当たり5,000円の商品券を配布します。10節、 印刷製本費には、地域応援商品券・封筒などの印刷代、11節、通信運搬費には、地域応援商 品券の郵送代、12節、業務委託料には、地域応援商品券に係る事務委託分を措置しました。 12ページをお開きください。

18節の地域応援商品券事業補助は、換金分として5,000円の4,936人分を計上しています。 新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金については、第3号補正で小坂町管内の融資 実行額を5億円として見込んでいましたが、相談件数が現在20件で、今後も増える見込みで あり、融資見込額も5億円を超えることが予想されることから、今回の補正で融資実行額を 8億円に拡大し、それに見合う利子助成額を追加補正したものであります。4号補正で予算 措置した経営維持臨時給付金については、対象事業所150件を見込んでいましたが、100件 程度の見込みとなることから、1,000万円を減額しています。

財源内訳の国県支出金欄の3,727万9,000円は、地域応援商品券事業及び資金利子助成金のほか、経営維持臨時給付金に未充当としていた地方創生臨時交付金です。

3目観光費です。11節の通信運搬費は、緊急宿泊支援事業での郵送料の不足分を追加しています。12節の業務委託料は、小坂町のマスコットキャラクター「かぶきん」を活用した感染防止対策を周知するための経費を計上しました。18節のにぎわい創出提案型企画支援事業補助金は、4号補正で2件分を計上しましたが、既に申請があり、今後も町内各種団体からの申請が見込まれることから、3件分を追加したものです。十和田八幡平駅伝競走全国大会補助金は、中止により減額しています。康楽館常打芝居再開応援事業補助金は、現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により休演している常打芝居の10月再開に向けて、町民の無料招待のほか、新たな生活様式での芝居見学を多くの方々に観劇してもらうための経費について応援するものです。康楽館活性化事業補助金は、康楽館をはじめ町内観光施設等へのにぎわいを戻すために、緊急宿泊支援事業の落選者を無料招待で康楽館に入館していただく経費について補助するものです。

財源内訳の国県支出金欄の1,130万円は、緊急宿泊支援事業、感染症拡大防止マスコット

キャラクター活用事業、康楽館常打芝居再開応援事業補助金及び康楽館活性化事業補助金のほか、未充当としていたにぎわい創出提案型企画支援事業補助金に対応した地方創生臨時交付金です。

4 目康楽館費です。11節の諸手数料は、康楽館役者住宅の除排雪作業に係るものです。 12節の業務委託料は、中止となった康楽館大歌舞伎に係る経費の精算です。13節の機械器 具借料は、康楽館の冷房設備リース代を全額減額しています。

財源内訳のその他欄は、康楽館大歌舞伎の観劇券収入を全額減額しました。

7目小坂鉄道レールパーク費です。小坂鉄道保存会は今年度の活動を自粛したことから、 補助金を減額しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。ブロック塀等撤去支援事業補助金は、 当初予算で措置した2件が執行済となり、現在相談に来ている方もいることから、4件分を 追加するものです。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。この目の補正には、町道除雪に係る 経費1億1,449万3,000円を計上しました。主な除雪体制については、昨年度同様、小坂ま ちづくり株式会社に委託する体制として予算措置いたしました。昨年度の9月補正予算と比 較して、84万5,000円の増となっています。このほか、業者等への路線委託、凍結防止剤散 布作業、自治会の要望に応じた除雪デーへの対応等の経費もここで措置しています。

14節の施設改修工事費は、永楽町1号線の無散水融雪歩道の揚水井戸を掘り直す経費として1,881万円を計上しました。

2目道路橋りょう新設改良費です。令和2年度の国の交付金額確定に伴い、一本杉地区流 雪溝を設置、向陽線歩道舗装補修及び上小坂2号線道路改良は全額減額したほか、十和田湖 和井内エリア整備の一部を減額しています。18節の十和田湖和井内地区無電柱化事業補助金 は、十和田湖和井内エリア整備に係る無電柱化事業に対して補助金が採択されたことから、 電柱管理者に対して町負担相当分を補助するものです。

財源内訳の国県支出金は、社会資本整備総合交付金の確定に伴う減額5,042万9,000円と、 無電柱化推進事業費補助金の採択による4,800万円の追加分です。地方債は、同じく社会資 本整備総合交付金の確定に伴う事業費の精算による減額2,290万円と、無電柱化事業に対応 した800万円の増額分です。その他欄の1,000円は、小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦 略を基に作成した地域再生計画の十和田湖和井内エリア整備事業に対して企業版ふるさと納 税を導入していますが、町外の企業から寄附の申出があることから、予算措置したものです。 9 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費です。災害応急対応用品購入として、災害発生時に設置される避難所等で使用するための簡易ベッド、パーティション、簡易テント、サーマルカメラなどの経費を計上しています。

財源内訳の国県支出金欄の608万1,000円は、災害応急対応用品購入に対応した地方創生 臨時交付金です。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費です。10節の修繕料は、校庭に設置している遊具修繕に係るものです。12節の業務委託料は、給食棟及び玄関の雪下ろし作業に係るものです。

2目教育振興費です。11節の諸手数料は、新型コロナウイルス感染症対策のため修学旅行を中止または延期した場合に係るキャンセル料を計上しています。

財源内訳の国県支出金は、このキャンセル料に対応した地方創生臨時交付金です。

3項中学校費、2目教育振興費です。ここの諸手数料についても、小学校費同様、新型コロナウイルス感染症対策のため修学旅行を中止または延期した場合に係るキャンセル料を計上しています。

財源内訳の国県支出金は、このキャンセル料に対応した地方創生臨時交付金です。 14ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費です。7節の報償費は、放課後子ども教室の教育活動推進員の活動日数の増により不足が生じたことから追加しています。

22節の国庫支出金返還金は、前年度の子ども子育て支援事業に係る交付金について、その 精算により返還が生じることから予算化したものです。

3目芸術文化振興費です。12節の業務委託料は、中小路の館の雪下ろし作業に係る分です。

4目社会教育施設管理費です。10節の消耗品費は、セパームにおいての感染症拡大防止のためにマスク、消毒液及び飛沫防止アクリル板の購入経費を計上しています。修繕料は、セパームの消防設備点検で指摘された避難誘導灯及び非常灯照明設備の修繕と冷温水発生機の修繕に係るものです。12節の業務委託料は、川上公民館に係る除排雪経費分です。14節の設備設置工事費は、ほっとりあの電気温水器を更新するものです。17節の庁用器具費は、セパームにおいての感染症拡大防止のために、サーマルカメラ及び空気循環式紫外線清浄機の購入費用を措置しています。

財源内訳の国県支出金欄の170万3,000円は、感染症拡大防止対策用品等の購入に対応した地方創生臨時交付金です。

6目図書館費です。図書館システムを新たに導入する経費を計上しています。このシステムを導入することにより、館外からでも蔵書検索ができるほか、蔵書管理が容易となるなど、登録者の増が見込まれます。10節、消耗品費、11節、諸手数料、12節、業務委託料、13節、諸利用料、14節、設備改修工事費に合わせて397万2,000円を計上しています。このほか、10節の消耗品費に感染症拡大防止として、飛沫防止アクリル板購入経費1万8,000円を、17節、庁用器具費にサーマルカメラ及び空気循環式紫外線清浄機の購入経費39万6,000円をそれぞれ計上しています。12節の業務委託料には、図書館の玄関屋根等の雪下ろしに係る経費16万5,000円を計上しました。

財源内訳の国県支出金欄41万4,000円は、感染症拡大防止対策用品等の購入に対応した地 方創生臨時交付金です。

7目郷土館費です。図書館同様、10節の消耗品費に感染症拡大防止として、飛沫防止アクリル板購入経費1万8,000円を、17節、庁用器具費にサーマルカメラ及び空気循環式紫外線清浄機の購入経費39万6,000円を計上しています。10節の修繕料には、不足分として25万円を追加しています。

財源内訳の国県支出金欄41万4,000円は、感染症拡大防止対策用品等の購入に対応した地 方創生臨時交付金です。

5項保健体育費、2目体育施設費は、セパーム・アリーナのジョギングコース天井穴補修 及び向陽体育館玄関ポーチ・タイル補修として52万1,000円を計上しました。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明いたしますので、8ページをお開きください。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、10款地方交付税で、普通交付税1億790万5,000円、19款繰越金で3,749万2,000円を措置し、収支の調整を図っています。

普通交付税は、町長の町政報告にあった17億6,624万6,000円の決定額のうち16億5,790万5,000円を予算措置したことから、今回の補正後における留保財源は1億834万1,000円となります。21款1項町債の7目臨時財政対策債は、その決定額にあわせて179万3,000円を減額しています。

次に、4ページをお開きください。

債務負担行為補正では、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金について融資実行額を8億円に拡大したことから、それに見合う利子助成額の限度額を変更し、1,976万円と

しています。

地方債補正では、国の補助金の確定により事業費が変更となったことから、道路整備事業及び十和田湖和井内エリア整備事業の限度額を変更したほか、臨時財政対策債も今回の補正にあわせて限度額を変更しました。この結果、総額を1,669万3,000円減額し、その限度額を2億5,020万7,000円とするものです。

なお、審議の参考の20ページに、地方創生臨時交付金を充当した事業の予算額及び交付金 充当額の一覧を掲載しておりますので、後で確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(目時重雄君) 議案第91号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第92号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第16、議案第92号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第92号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第3号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも2,186万5,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を8億2,198万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、3款1項1目介護予防事業費において、虚弱高齢者を対象とした短期 集中予防サービス事業費として207万8,000円、いきいき塾事業費として25万9,000円をそれ ぞれ増額しております。

また、3款2項2目任意事業費において、低所得者を対象とした認知症グループホームの 家賃助成の支給対象者数が増加したことから、不足分として36万5,000円を増額しておりま す。

6款1項2目償還金では、前年度の決算見込みによる国・県の負担金などの返還金として 1,916万3,000円を増額しております。

歳入補正の内容につきましては、歳出でご説明いたしました3款1項1目及び2目の増額分について、1款介護保険料62万4,000円、3款国庫支出金72万3,000円、4款支払基金交付金63万1,000円、5款県支出金36万1,000円、7款一般会計繰入金36万3,000円の費用負担割合に応じた収入を計上しております。

また、介護給付費の実績が確定したことにより、4款支払基金交付金1,204万8,000円を 計上したほか、8款繰越金において、前年度繰越金として711万5,000円を計上しようとす るものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) 議案第92号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第93号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第17、議案第93号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第93号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算(第1号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも232万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を6,275万円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、小破修繕料20万円、清掃員及び歯科技

工士の実働実績見込みなどから業務委託料を121万8,000円、除排雪に係る業務委託料11万9,000円を増額しております。

また、1款1項2目医療費において、歯科技工の業務委託料が当初の見込みより多く推移 していることから79万円を増額しております。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、3款一般会計繰入金へ232万7,000円を追加し、調整 しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) 議案第93号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第94号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第18、議案第94号 令和2年度小坂町小坂財産区特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第94号 令和2年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算(第1号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも261万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を439万4,000円にするものであります。

歳入は、令和元年度の本会計決算において生じた歳入歳出差引額65万8,000円を全額予算 化するため、繰越金65万6,000円を措置したほか、小坂字鯰沢地内の土地売払分5,684.17㎡、 170万5,000円と、その土地に係る立木売払収入25万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、21節の収益補償金に小坂字鯰沢地内の土地及び立木売払収入相当分196万 2,000円のほか、昨年度末に収入となった町道上小坂2号線拡幅改良事業に伴う土地売払収 入相当分8万1,000円及び矢柄平地内の危険木伐採に係る立木売払収入相当分4万3,000円 について、川下入会集団に支払分としてそれぞれ計上いたしました。

24節基金積立金は、小坂財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に今回歳入で措置した繰越金から昨年度末に収入となった土地及び立木売払収入相当額を差し引いた額を積み立てるものであります。

この積立てにより、本基金の年度末残高は1,799万1,000円となる見込みです。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げま して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) 議案第94号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第95号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 議案第19、議案第95号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

〇町長(細越 満君) 議案第95号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決予算額 2 億 4,809 万 3,000 円に 257 万 9,000 円 を 増額 し、 2 億 5,067 万 2,000 円 に、資本的支出において、既決予算額 1 億 8,087 万 2,000 円 に 90 万 円 増額 し、 1 億 8,177 万 2,000 円 に するものであります。

その内容は、経年劣化した砂子沢浄水場の膜ろ過装置制御盤パネルの更新に係る費用として、収益的支出の第1項営業費用、5目資産減耗費に撤去する制御盤の固定資産除却費257万9,000円を増額し、資本的支出の第1項建設改良費、4目浄水場整備費に制御盤更新工事費363万円を増額いたします。あわせて、3目営業設備費はメーター購入費を実績により

273万円減額し、これにより建設改良費は差引きで90万円の増額となり、補正後の額を 4,677万4,000円といたします。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を90万円増額して1億2,741万3,000円に、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額を9万円増額して281万2,000円に、過年度損益勘定留保資金を81万円増額して1億2,460万1,000円にそれぞれ改めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) 議案第95号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

以上をもちまして……

[「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり]

○5番(菅原明雅君) よろしいでしょうか。5番、菅原ですけれども。

今、議案第91号の補正予算に関して、説明のみでありましたけれども、明日の一般質問に 絡む問題なので、ちょっと確認したいことがあるのですが、発言してよろしいでしょうか。

- ○議長(目時重雄君) 菅原議員、今の件については、この議会が終わりまして、その後お願いします。
- ○5番(菅原明雅君) はい、分かりました。すみません、新人ですので、失礼いたしました。

## ◎散会の宣告

○議長(目時重雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月10日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 1時49分